

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を定め、当社ウェブサイトの開示しております。

コーポレートガバナンスに関する基本方針 http://www.hokuetsucorp.com/company/pdf/governance_basic_policy.pdf

(コーポレートガバナンスの基本的な考え方)

1. 当社は、経営の最重要課題である長期安定的な企業価値の向上を達成するために、以下の基本的な考え方に従い、適正なコーポレートガバナンス体制を構築してまいります。
 - (i) 当社は、株主の権利を尊重し、株主が権利を適切に行使することができる環境の整備と株主の平等性の確保に努めてまいります。
 - (ii) 当社は企業の社会的責任の重要性を認識し、株主をはじめとするさまざまなステークホルダーとの適切な協働に努め、自己規律に基づき健全に業務を運営する企業文化・風土を醸成してまいります。
 - (iii) 当社は適時開示業務の執行体制を定めるとともに、法令に基づく開示以外の非財務情報についても適時・適切に開示し、意思決定の透明性と公平性を確保してまいります。
 - (iv) 当社は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、取締役会の実効性の確保に努めてまいります。また、取締役会の分析・評価を通じて、その戦略機能、判断機能および監督機能を向上させてまいります。
 - (v) 当社は、企業価値の長期安定的な向上に資するよう、「株主と積極的かつ建設的な対話を行うための基本方針」に基づき、株主と積極的かつ建設的に対話を行います。
2. 取締役会は、当社グループのすべての役員・社員が共有する基本行動規範としてグループ行動規範を定め、開示いたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

すべての原則について、2018年6月の改訂前のコードに基づき記載しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

[原則1-4 いわゆる政策保有株式]

当社は、経営戦略の一環として、資材購入、製品製造・販売、金融取引等を円滑かつ安定的に実施することを目的に政策保有株式を取得し、主要な政策保有株式の保有による企業価値向上効果やリスクを取締役に於いて検証しております。また、政策保有株式の議決権行使については、当社および当該企業の企業価値向上に資する企業行動であるかを検証し、議決権行使についての判断を行っております。

[原則1-7 関連当事者間の取引]

当社は、取締役および取締役が実質的に支配する法人との競業取引および利益相反取引を行う場合等は、法令及び当社内規程に従い、取締役会で審議のうえ実行し、必要に応じて、その結果を取締役に報告しております。また、当社は、主要株主等との取引については、取引条件の合理性等を審査し、社内規程に基づいた承認手続を行っております。

[原則3-1 情報開示の充実]

(i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略・経営計画

当社のグループ企業理念および経営計画「長期ビジョン・中期経営計画」については、当社ホームページに掲載している他、コーポレートレポートに掲載しております。

「グループ企業理念」<http://www.hokuetsucorp.com/company/philosophy.html>

経営計画「長期ビジョン・中期経営計画」<http://www.hokuetsucorp.com/ir/keiei.html>

(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書の「1. 基本的な考え方」に記載しております。

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

各取締役の報酬額は、長期安定的な企業価値の向上に結びつき、かつ当社および個人業績を総合的に反映した仕組みとし、社外取締役による助言を得た上で、取締役会の授権を受けた代表取締役が決定しております。具体的な内容は有価証券報告書にて開示しております。

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社は、経営陣の選解任、取締役・監査役候補の指名に当たっては、取締役社長が実効的なコーポレートガバナンスの実現や、長期安定的な企業価値の向上等のために有用な資質を有するかなどの評価を踏まえて人事案を作成し、社外取締役の助言等を得た上で取締役会で決定しております。

(v) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

当社は、取締役、監査役候補の選任理由を株主総会参考書類にて開示しております。

〔補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲の概要〕

取締役会は、経営陣による職務執行をはじめとする経営全般に対する監督機能を担うとともに、法令、定款および取締役会規則にて定められた重要事項について意思決定を行います。

取締役会は、業務執行の機動性を高め、かつ経営の活力を増大させるため、上記に記載する事項以外の業務執行の意思決定を経営陣に委任するとともに、その職務執行の状況を監督いたします。

〔原則4-9 独立社外取締役の独立性基準及び資質〕

当社取締役会は、金融商品取引所が定める独立性判断基準を踏まえ、取締役会における建設的な検討への貢献が期待できる独立性、中立性のある社外取締役候補者を決定しております。

〔補充原則4-11-1 取締役会全体の知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方〕

当社取締役会は業務執行の監督と重要な意思決定を行うため、多様な視点や経験、高度かつ専門的な知識を有する取締役で構成しており、現在取締役数は11名ですが、定款においてその機能が最も効果的・効率的に発揮できる員数として15名以内と定めております。

〔補充原則4-11-2 取締役・監査役による他の上場会社の役員の兼任状況〕

当社取締役および監査役の他の上場会社の役員等の兼任状況は、毎年「定時株主総会招集ご通知」及び「有価証券報告書」において開示しております。

〔補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性に関する分析・評価結果の概要〕

当社は、取締役会の機能向上を図るため、社外役員を含めた全ての役員により、取締役会の実効性（戦略機能、判断機能、監督機能等）について評価を実施し、その分析結果に基づき取締役会で議論を行いました。その結果、取締役会を構成するメンバーは、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力等を備え建設的な議論が行われており、適切な監督機能も有していると判断されることから、取締役会の実効性は全体として確保されていることが確認されました。引き続き取締役会の実効性の更なる向上を目指し、議論を深めてまいります。

また、取締役会の運営については、上程する議案の時間配分や効率的な資料提供など一部課題として認識されたものについて、引き続き取締役会事務局が中心となり改善に取り組み一定の成果をあげております。今後さらに、中長期的な経営戦略に関して取締役間において議論を深めるための環境整備等に取り組んでまいります。

〔補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針〕

取締役就任の際には、取締役の法的権限と責任について十分に理解を深めるとともに、必要な知識を習得するための研修等を実施します。また経営判断に資する法的知識の習得を継続的に行うため、コンプライアンスオフィサー会議等を通じ、関連する法改正の情報提供や研修等を実施いたします。

監査役就任の際には、監査役の法的権限と責任について十分に理解を深めるため研修等を実施します。また必要に応じ、これらを継続的に更新する機会を設けます。

〔原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針〕

当社は、株主との積極的かつ建設的な対話を重視し、会社および株主共同の利益を確保・向上させるため、以下に定める基本方針に基づき、あらゆる機会を捉えて株主の声に耳を傾け、その関心・懸念に関心を払うとともに、株主が当社の経営方針等について十分な理解が得られるよう説明いたします。

「株主との積極的かつ建設的な対話を行うための基本方針」

- 1 当社は、長期安定的な企業価値の向上に資するよう、積極的に株主との建設的な対話（面談）を行います。
- 2 株主との対話（面談）の窓口は、総務部担当役員とし、面談の目的および内容の重要性、面談者の属性等を考慮の上、適切な対応者を決定の上、対応することといたします。
- 3 株主との対話（面談）によって把握した意見等は、内容を精査した上、総務部担当役員へ報告を行い当社の経営戦略等へ活用することといたします。
- 4 当社は、株主・投資家の皆様に当社の経営・財務状況をタイムリーに情報開示するため、経営戦略室をIR担当部署とし、社長が出席する決算説明会を半期毎に開催する他、ニーズに応じたIR活動を随時実施することといたします。これらの取り組みを補完するためのツールのひとつとして、毎年コーポレートレポート（統合レポート）を作成いたします。
- 5 当社は、毎年3月末および9月末時点における株主名簿上の株主構成を把握するとともに、必要に応じ実質的所有株主の調査を行うことといたします。
- 6 当社は、グループ内部者取引管理規程等に基づき、インサイダー情報の漏洩防止に努めるものいたします。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

〔大株主の状況〕

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三菱商事株式会社	36,619,055	19.33
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	12,277,300	6.48
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	10,924,700	5.77
北越紀州持株会	5,533,700	2.92
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	4,499,652	2.37
株式会社第四銀行	4,317,526	2.28

株式会社北越銀行	4,315,365	2.28
川崎紙運輸株式会社	4,286,000	2.26
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	4,073,174	2.15
株式会社みずほ銀行	3,600,000	1.90

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	パルプ・紙
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
岩田 満泰	他の会社の出身者											
中瀬 一夫	他の会社の出身者								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びiのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岩田 満泰	○	同氏は独立役員である。	経済産業省等において要職を歴任された豊富な経験と、電力会社における経営者としての高い見識を有しており、当社の経営へのアドバイスや業務執行の監督等にその役割を十分に果たすことができると判断しております。また、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

中瀬 一夫	○	同氏は独立役員である。	製紙業界における豊富な経験と企業経営経験者としての高い見識を有しており、経営へのアドバイスや業務執行の監督等にその役割を十分に果たすことができると判断しております。尚、同氏が代表取締役社長を務め、平成27年6月まで業務執行者であった三菱製紙販売株式会社との間には、原材料の購入等の取引関係がありますが、当該取引金額の連結売上高に占める比率は0.01%以下であり、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれのないことから、独立役員に指定しております。
-------	---	-------------	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	5名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人（有限責任あずさ監査法人）は、期中監査・期末監査を問わず、重要事項があれば適宜監査役に報告しております。また、各監査役は、随時会計監査人と連絡を取り、当社並びに子会社等の業務執行状況及び会計事項に関して、意見交換を行っております。グループ統制管理室は、監査計画立案時に監査役と意見交換しそれを決定し、監査実行時にも随時意見交換する場を設けております。また、監査結果及び是正措置等に関しては、監査役が出席する取締役会に報告し、監査役の意見を求めます。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
糸魚川 順	他の会社の出身者													
渡邊 啓司	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
糸魚川 順	○	同氏は独立役員である。	金融機関及び大学における豊富な経験と経営者としての高い見識、また財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれのないことから、独立役員に指定しております。
渡邊 啓司	○	同氏は独立役員である。	公認会計士として培われた豊富な経験と専門的知見を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また国内外の豊富な経験を兼ね備えており当社の経営全般に対する監視・監督機能の強化を果たすことができると判断しております。また、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれのないことから、独立役員に指定しております。

[独立役員関係]

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

2011年6月24日開催の定時株主総会において、株式報酬型ストックオプションの導入を決議しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役
-----------------	-------

該当項目に関する補足説明

社外取締役を除く当社取締役を付与対象者としております。

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明

2018年3月期の全取締役に対する報酬額は、以下の通りです。
社外取締役を除く取締役に274百万円を支給しております。報酬額には、当期末の取締役に對する取締役賞与38百万円が含まれております。
(注) 上記の他、社外取締役(3名)に22百万円を支給しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、2016年6月28日開催の第178回定時株主総会において、取締役の報酬額を、基本報酬、賞与及びストックオプションとしての新株予約権を合わせ年額5億4千万円以内と決議しております。各取締役の報酬額は、長期安定的な企業価値の向上に結びつき、かつ会社および個人業績を反映した仕組みとし、社外取締役による助言を得た上で、取締役会の授権を受けた代表取締役が決定いたします。

[社外取締役(社外監査役)のサポート体制]

社外取締役(社外監査役)が会議に出席できるよう、会議日程を早めに決定しております。従って、社外取締役(社外監査役)は必要な会議に殆どすべて出席しています。また、会議開催に先立ち、事務局より各種資料等の事前配付を実施し、重要事項につきましては、社外取締役(社外監査役)に事前説明を実施しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
三輪 正明	社資	経営には関与せず、主に社外活動への参加	勤務実態なし、報酬有り	2008/3/31	2019年6月末日

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 1 名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、定例取締役会を毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を招集しております。取締役会は、重要な業務執行の決定や取締役の職務執行を監督しております。また、独立役員である社外取締役は、長期安定的な企業価値の向上を図る観点から、経営陣から独立した中立的な立場で助言を行い、当社経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしております。

取締役の職務執行の状況については、毎月開催される定例取締役会の他に、業務執行取締役に加えて重要な使用人も出席する経営執行会議、監査役も出席する業務推進会議を毎月1回開催し、会社全体の職務執行の適正性、効率性を検証し、必要の都度是正措置を行っております。

半期に1回開催される連結経営・ガバナンス会議で、その管理体制を点検しております。また、現在制定されている各業務執行に付随するリスクに関する規程や、全般的な「グループ危機管理規程」に基づき、特定の危機・リスクを設定してリスクマネジメントを実践しております。

当社は監査役会設置会社であり、監査役会の独立性確保のため、半数以上は独立役員である社外監査役とし、うち1名以上は財務・会計に関する知見を有する者で構成されております。

当社は、社外役員との間で、その任務を怠ったことにより、会社に損害を与えた場合において、善意かつ重大な過失がないときは、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結しております。

役員候補者の指名および役員報酬に関する方針と手続きについては、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」をご参照下さい。

「コーポレートガバナンスに関する基本方針」 http://www.hokuetsucorp.com/company/pdf/governance_basic_policy.pdf

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状の当社のガバナンス体制は、当社のおかれた経営環境に対応し、的確かつ迅速な意思決定を可能とする体制であるとともに、独立性の高い社外取締役2名及び社外監査役2名を選任することにより、経営監視機能の客観性及び中立性をも確保されている体制であることから、当該体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法令に基づき、招集通知を発送するとともに、東京証券取引所及び当社のホームページにおいて、招集通知の早期開示を行い、議決権行使環境の整備に努めております。
電磁的方法による議決権の行使	書面による議決権行使に加え、電磁的方法による議決権の行使を可能とし、一般株主等への議決権行使環境の整備に努めております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	議決権行使プラットフォームへの参加を実施し、主に国内外の機関投資家への議決権行使環境の整備に努めております。
その他	株主総会での事業報告等について、映像とナレーションにより、わかりやすい説明に努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、アナリスト・機関投資家向けに当社の経営・財務状況をタイムリーに情報開示するため、経営戦略室をIR担当部署とし、社長が出席する決算説明会を半期毎に開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	アナリスト・機関投資家向けの決算説明会で使用した資料等を掲載しております。また、決算短信、適時開示資料、株式情報等を掲載しているほか、IR活動を補完するためのツールのひとつとして、毎年コーポレートレポート（統合レポート）を作成しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営戦略室が兼務しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「グループ企業理念」及び「グループ行動規範」に、総てのステークホルダーの信頼を得て、社会に貢献する旨、規定しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループでは、CSR活動を継続的かつ実効性の高い取り組みとするため、社長直轄のグループCSR委員会においてISO26000に準拠したCSR活動推進目標を掲げグループ一体となったCSR活動を推進しております。また、計画的なCO2排出量削減にむけた設備投資の継続や植林活動、古紙の有効利用、バイオマスエネルギーや太陽光発電等の自然エネルギーの活用を実施し、環境保全活動、並びに地域社会への貢献活動について、毎年、コーポレートレポート等において報告しております。 加えて、当社グループの環境への取り組みを内外に積極的にアピールすることを目的として、当社内に低CO2戦略PRチームを発足させ、環境パンフレット「KINKON」の発行等を行い当社グループの環境への取り組みを積極的に紹介しております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」は、以下のとおりであります。

1. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は「グループ企業理念」及びその具体的な行動規範である「グループ行動規範」を制定し、当社及び当社子会社の役員・使用人に法令・定款の遵守は勿論のこと、社内規程の遵守を徹底することにより、内部統制の強化・充実に努め、法令違反行為及び定款違反行為を実効的に防止するとともに、社会の構成員としての企業人・社会人に当然求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動することを要請しております。

法令遵守を組織的に担保するため「グループコンプライアンス規程」に基づき、社長直轄の組織としてチーフ・コンプライアンス・オフィサーを設置し、コンプライアンス・オフィサー会議の中でコンプライアンス方針、制度、諸施策の立案・検討を行うとともに、部門コンプライアンス・オフィサーを通じて全社レベルでの実施、徹底を図っております。また、当社は、当社及び当社子会社の全ての使用人が、コンプライアンス上疑義ある事項について、相談する社内・社外窓口として「コンプライアンス・ホットライン」を設置し、かつ、通報者が通報、連絡、相談したことを理由として、通報者に対し解雇その他いかなる不利益な取り扱いも行わないことを定めております。また、「グループ行動規範」に反社会的勢力等と断固として対決し、一切の関係を遮断することを定め、当社及び当社子会社の全ての役員及び使用人に周知徹底を図るとともに、総務部を担当部署として、外部専門機関と連携し情報の収集、交換、管理を行うなど、組織的な対応体制を整備しております。

当社及び当社子会社の取締役会は、法令・定款・取締役会規則に基づき、各取締役の業務執行を監督いたします。また、監査役の意見、顧問弁護士等の外部専門家の助言を得て、適正な業務の意思決定及び執行を行っております。

グループ統制管理室は、「内部監査規程」に基づき、当社及び当社子会社の業務全般に関し、法令・定款及び社内規程の遵守状況、業務執行の手続及び内容の妥当性等につき内部監査を実施いたします。内部監査において指摘・提言した事項の改善状況についても、フォローアップ監査を行います。グループ統制管理室は、これらの監査状況を、取締役会に報告し、適宜監査役会に報告いたします。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

総務部担当役員は「文書管理規程」を適宜見直し、適正な管理体制を構築するとともに、必要に応じて取締役、監査役及び会計監査人等が、随時閲覧・謄写可能な状態に保存・管理しております。

3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び当社子会社全体に及ぶリスク管理に関しては、毎月開催される経営執行会議及び半期に1回開催される連結経営・ガバナンス会議で、その管理体制を点検しております。また、現在制定されている各業務執行に付随するリスクに関する規程や、全般的な「グループ危機管理規程」に基づき、特定の危機・リスクを設定してリスクマネジメントを実践しております。

グループ統制管理室は、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施するとともに、内部監査対象部署の長は、内部監査で指摘・提言された残存リスク事項に対する改善状況についての責任を負っております。また当該部署の長の交代に際しては、新任者はグループ統制管理室から当該部署の監査結果に関する説明を受け、残存リスク事項に対する管理状況について、自ら検証を行っております。

特定の危機・リスクの発生に対し、当社及び当社子会社の事業継続を図るため、BCP（事業継続計画）を策定し、有事における人命と事業資産の保護、迅速な業務回復、利害関係者への影響の最小化及び平時における取引先との信用確立を図っております。

4. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会の決定に基づく業務執行については、「職制規程」において各業務執行取締役及び重要な使用人の職務権限を定めており、適正かつ効率的な業務の執行がなされるような体制を維持しております。

職務執行の状況については、毎月開催される定例取締役会に加え、業務執行取締役に加えて重要な使用人も出席する経営執行会議、監査役も出席する業務推進会議を各月1回開催し、会社全体の職務執行の適正性、効率性を検証し、必要の都度是正措置を取っております。

当社は、主要な当社子会社に対し、取締役又は監査役を派遣し、当該取締役は、取締役会への出席により職務執行を監督し、当該監査役は取締役会へ出席し取締役の職務執行を監査することにより、グループ経営の適正かつ効率的な運営を行っております。

5. 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「グループ企業理念」及び「グループ行動規範」は、当社及び当社子会社全ての役員及び使用人に法令遵守を要請しております。子会社役員は当該会社の使用人に対して、その徹底を図っております。

半期に1回開催される連結経営・ガバナンス会議において、当社連結子会社各社の重要事項について検討する体制となっております。また、子会社業務のうち、重要な事項については、「関係会社管理規程」に基づき当社担当部門から当社取締役及び監査役に報告され、その都度モニタリングを行っております。

当社担当部門は「関係会社管理規程」に基づき、子会社各社との密接な連絡を取っております。

当社は、信頼性のある財務報告の開示を通じ、株主をはじめとする総てのステーク・ホルダーに適正な財務情報を提供して行くことが、企業としての責任であると認識しております。この目的を達成するため内部統制システムの継続的な改善・強化を図り、「財務報告の基本方針」に基づき、会計処理に係る法令・会計基準を遵守しております。

6. 当社子会社の取締役及び業務を執行する社員における職務の執行に係る報告体制

当社は、「関係会社管理規程」において、当社子会社の経営状況（業績・予算等）をはじめ、重要事項等について報告をもとめ、必要に応じ連結経営・ガバナンス会議で報告を義務づけております。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」といいます。）を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、会社業務や法令に一定の知見を有する使用人を補助使用人いたします。

補助使用人は、補助にあたり取締役をはじめ組織上の上長等の指揮・命令は受けないものとします。また、補助使用人の異動・人事考課等につ

いては、監査役会の同意を得たうえで決定いたします。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、並びに監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、業務推進会議その他の重要な会議に出席し、経営上の重要事項について、適宜報告を受けられる体制としております。また、重要な会議の議事録は監査役に配付し、社長決定書等の重要な稟議決定書については監査役に回覧し、必要な監査を受けることとしております。業務執行取締役及び使用人は、会社の業績や信用に大きな影響を及ぼす事項が発生し、あるいは発生するおそれがあるときは、速やかに監査役に報告することとしております。

9. 当社子会社の役員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制 並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社子会社の役員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社及び当社子会社の業績や信用に大きな影響を及ぼす事項が発生し、あるいは発生するおそれがあるときは、当社監査役に報告いたします。
当社及び当社子会社は、「グループコンプライアンス規程」に基づき通報者が通報、連絡、相談したことを理由として、通報者に対し解雇その他いかなる不利益な取り扱いも行わないものとしております。

10. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用 又は債務の処理に係る方針に関する事項

取締役は、監査役又は監査役会が弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求めるとき、又は調査、鑑定その他の事務を委託するときなど、監査の実施のために所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを拒むことができないこととなっております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、企業価値の長期安定的な向上を図るために、公正な企業活動と透明性のある意思決定を通じた、グループガバナンス体制の強化に努めております。特に2018年4月にあらたにグループ行動規範を制定し、その中で反社会勢力への関与の禁止を規定しております。グループ行動規範は当社グループ全てにおいて共有しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明 更新

2016年6月28日開催の第178回定時株主総会において、有効期間を2019年3月期にかかる定時株主総会の終結時までとして、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」の更新が承認されました。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、「グループ企業理念」並びにその具体的な行動規範である「グループ行動規範」を制定しており、その中で、「適時・適切な情報開示」、「適正な会計処理」、「インサイダー取引の禁止」など、より具体的な遵守事項の社内周知を図り、当社及び全グループ会社の役員・使用人に対し、法令の遵守と透明性の高い企業活動によるステークホルダーとの強固な信頼関係の構築を要請しております。

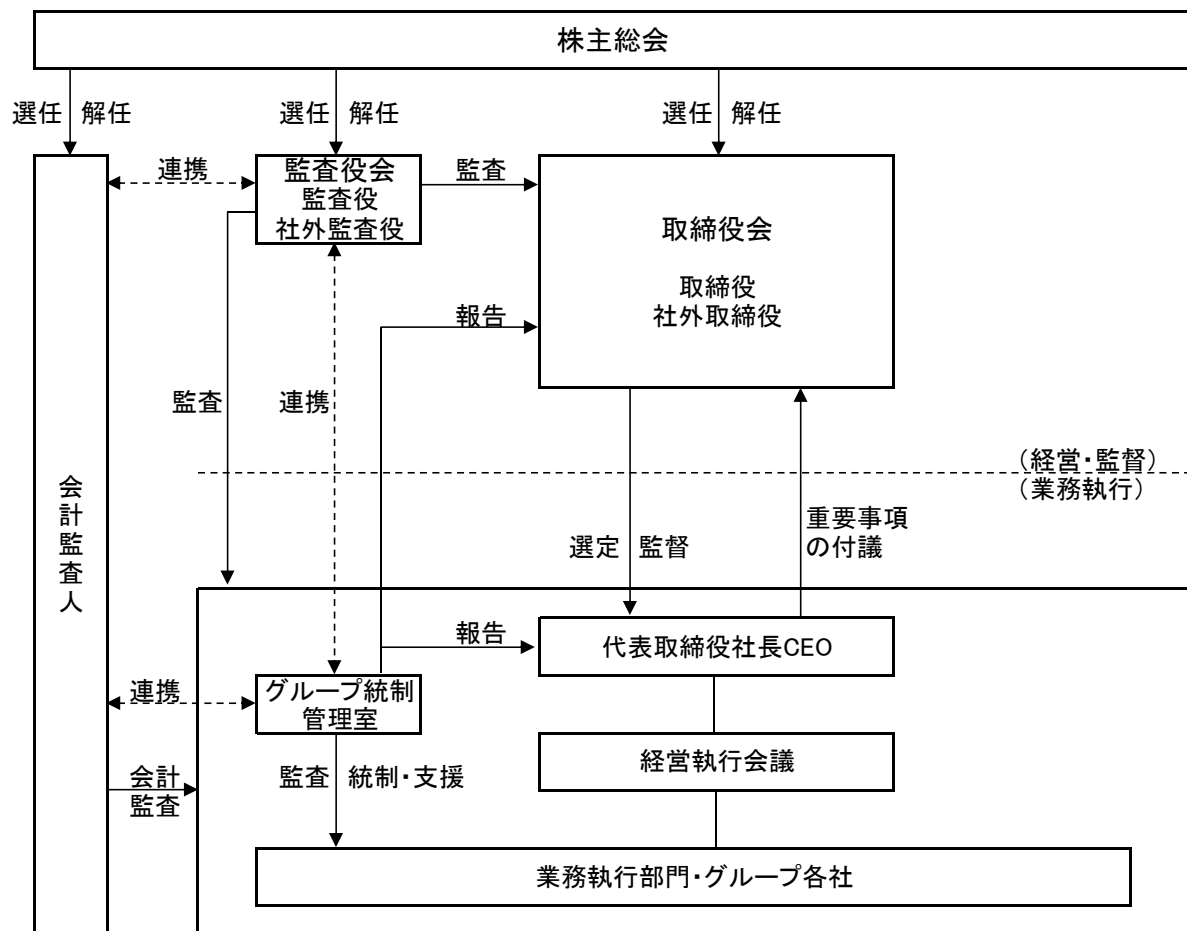
〔適時開示業務の執行体制〕

当社は、広報室担当役員を適時開示の責任者とし、同役員を東京証券取引所が定める情報取扱責任者に指定しております。適時開示業務は、広報室を担当窓口として受付けており、社内の各部門より報告・相談された会社情報について、広報室担当役員が適時開示規則等に基づき関係部門長と適時開示の要否、開示内容等を協議・検討いたします。また、グループ各社の会社情報については、関係会社管理規程に定める担当部門より担当窓口へ報告・相談があり、上記と同様に適時開示業務が行われます。その結果、適時開示が必要であると判断した重要な会社情報は、決定事実及び決算情報については機関決定後、発生事実については代表取締役社長の承認を経た後、直ちに開示を行います。

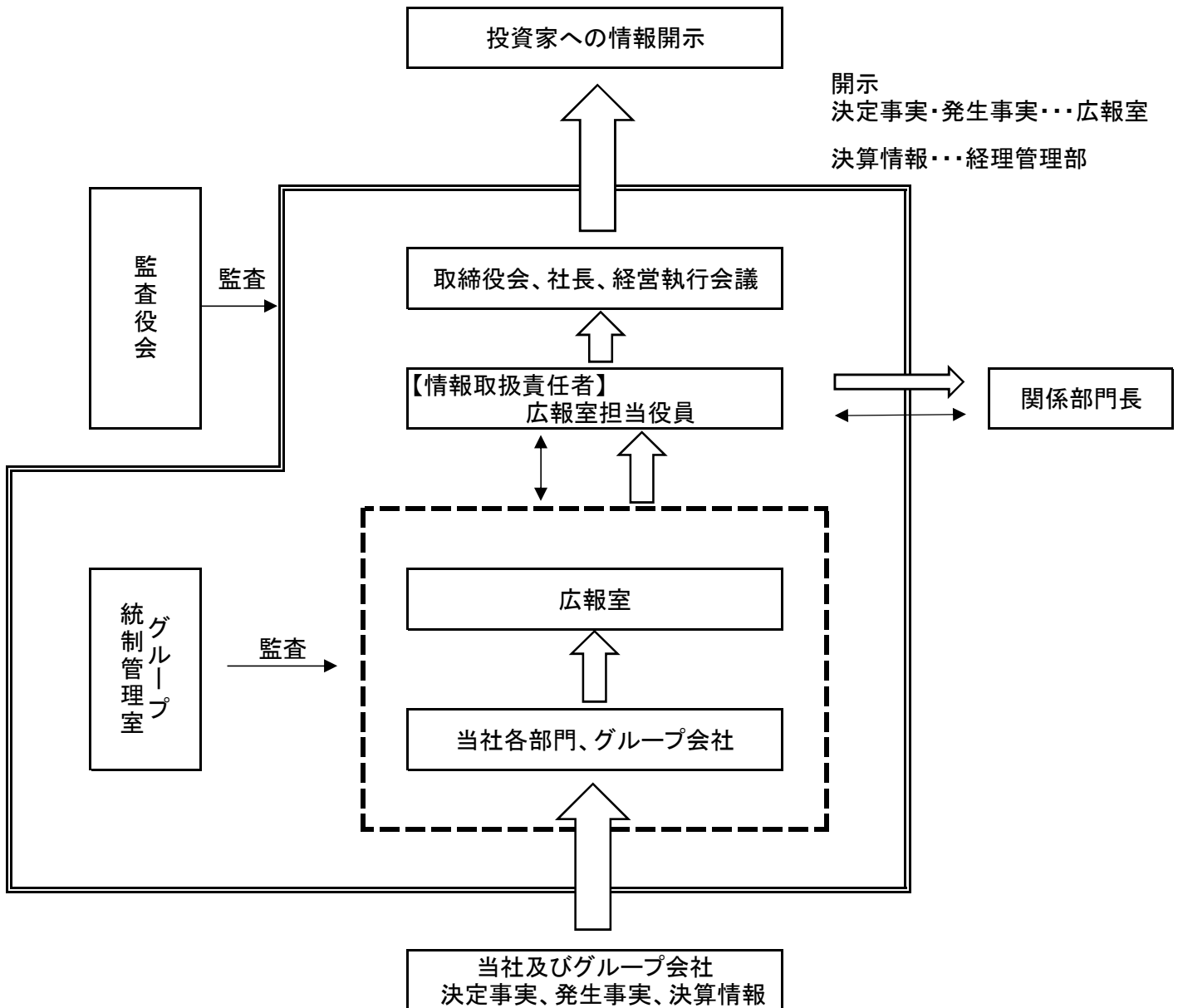
また、グループ統制管理室は、適時開示体制の有効性や適法性について適時適切にモニタリングを行い、監査役は取締役会や業務推進会議に出席し、業務執行機関から独立した立場でモニタリングを行っております。

なお、当社グループでは、「グループコンプライアンス規程」や「グループ内部者取引管理規程」等を共有しており、これらの規程に基づき、未公表の会社情報の厳重な管理を徹底し、インサイダー取引の未然防止に努めております。

コーポレートガバナンス体制の模式図



情報開示に係る社内体制の概略図



↑ は情報経路を示す

↕ は協議を示す